

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年 4月 4日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

戸塚ポンプ場No. 01 自家発用ディーゼル機関緊急応急措置工事

2 履行(納品)場所

戸塚区戸塚町127番地

3 契約日

令和3年8月18日

4 履行日又は履行期間

令和3年8月18日から令和4年3月30日まで

5 契約金額

¥30,800,000.- (うち消費税及び地方消費税額 ¥2,800,000.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称 株式会社 IHI 原動機

所在 東京都千代田区外神田2-14-5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

自家発用ディーゼル機関がシリンダヘッド内部品の不具合により運転に支障をきたしています。自家発用ディーゼル機関は、停電及び台風等の大雨時の雨水排水や汚水送水機能を確保するための電力を供給する発電設備の原動機で、施設の機能を確保するための重要な設備です。緊急に復旧しないと周辺地域(戸塚町、吉田町、矢部町、柏尾町)の雨水排除や、柏尾戸塚幹線等から栄第二水再生センターへの汚水送水を停止しなければならなくなり市民生活に重大な支障を及ぼすため、当該随意契約を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

今回施工対象となるディーゼル機関は、株式会社新潟鐵工所が設計・製作・据付を行ったもので、独自の技術により設計・製造し総合的に調整を行い据付まで行われて

おります。そのため復旧においては機器の機能や仕様を熟知した専門の技術者でないと施工は行えません。仮に設備を熟知しない他社が施工した場合には、図面等では読み取れないノウハウの不足による工期の長期化や組付けの不具合により機能が発揮されないのはもちろんのこと、事故につながる危険性も高くなります。

株式会社 IHI 原動機は、株式会社新潟鐵工所の原動機事業を承継している事業者であり、専門技術者を擁し、本工事の施工が唯一可能な事業者です。したがって、株式会社 IHI 原動機と随意契約いたしました。

## 9 所管課

環境創造局 下水道施設部 栄水再生センター